



旧千代田ヨーロッパ社（現あいおいヨーロッパ社）  
の元役員に対する英国金融庁による行政処分について

2004年2月6日

昨日2月5日（英国時間）英国金融庁より、旧千代田火災（以下「CJ社」という）の海外子会社であった千代田ヨーロッパ社（英国 ロンドン、以下「CE社」という）の元取締役6名が1999年から2000年度決算において行なった不適正な行為に対し、英国金融サービス市場法に基づき、処分決定が通知されましたのでお知らせいたします。  
処分内容並びに事実経緯は下記のとおりであります。

なお、弊社は、本件につき発見後、遅滞なく日英両国の金融庁に届出を行うとともに、合併後の承継子会社であるあいおいヨーロッパ社の経営陣の刷新、一定の社内処分並びに当該不適正取引に係る税務・会計上の是正措置は2001年度中に完了しております。

本件につきましては、極めて遺憾に思うと同時に、関係者の皆様にご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。弊社といたしましても今回の処分を真摯に受け止め、役職員に対する教育・指導強化やコンプライアンスの更なる徹底を図ってまいります。

また、本件につきましては、届出後、英国金融庁より処分決定までは公表を控えるよう指示があったため、本日の発表になりましたこと、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 処分内容

取締役としての義務を怠り、信義・誠実に反する行為を行なったとして、英国金融サービス市場法第56条の規定に基づき、関与した個人6名に対し以下の処分が下されました。

英国金融庁監督事業への従事禁止

- ・弊社元常務執行役員1名並びに元理事1名、現地採用者1名

英国金融庁監督事業に関し経営管理職としての従事禁止

- ・弊社部長級1名並びに課長級1名、現地採用者1名

なお、現あいおいヨーロッパ社に対する行政処分はありません。

2. 事実経緯

合併後、あらゆる契約関係の一斉点検を実施したところ、2001年8月、疑義ある再保険取引を発見しました。調査した結果、現地適用法令に抵触する疑いが強いと判断されたため、10月5日に日英両国の金融庁へ報告するとともに、両国金融庁の指示の下、更に徹底した調査を行ない、同年12月末、その調査結果を両国金融庁へ提出しました。その後、2年余りを経て、今般、英国金融庁による上記処分が下されました。

またこの間、弊社は日本金融庁にも逐次報告をしながら、対処してまいりました。

### 3. 事件の概要

CE社の役員は、急激な口ス高騰による収益悪化を懸念し、1999年12月から2001年4月の間にかけて以下の不適正な行為を行ないました。

1999年12月、CE社はCJ社との間で、再保険契約を遡及して締結し、再保険金（約17億円）を回収しました。更に再保険専門会社と再保険契約を締結し、再保険金（約37億円）を回収しました。これらにより、約50億円の収支改善効果を反映させ1999年度決算をいたしました。

しかし、この再保険専門会社との契約は、CE社に支払われた再保険金をCJ社が返済することを条件に締結しており、その旨の保証書を提出しておりました（本保証書は、2000年3月までに返却、破棄されております。）。したがって、CE社が再保険金として回収した額は、CJ社が債務として認識すべきものであり、CE社は再保険回収金として処理するものではありませんでした。また、その事実をCE社の監査法人並びに英国金融庁に対し報告していませんでした。

当該再保険専門会社に対する返済を履行するため、CJ社は当該再保険専門会社と既に締結していた別の再保険契約を解約し、本来、CJ社が受取るべき利益手数料を収益計上せず、返済に充当いたしました。

更に、CE社は、CJ社債務であるべき残額を他の再保険専門会社との再保険契約を利用して返済いたしました。

以上のように、1999年及び2000年の決算を誤らせたCE社役員のこれら一連の不適正な行為は、取締役としての義務を怠り、信義・誠実に反するとして、今回処分が下されたものです。

### 4. 再発防止の取組み

海外部門に所属する役職員を中心に、コンプライアンスの更なる徹底を図り、海外事業における業務運営の適正化・健全化を図るとともに、ガバナンス強化に向け、既に以下の取組みを実施しております。

自主報告後、直ちにあいおいヨーロッパ社の旧経営陣を更迭し、経営の刷新を行ない、コーポレートガバナンスの強化を図りました。

あいおいヨーロッパ社において、「リスクマネジメント部門」を新設し、業務改善計画の策定と実行状況のチェック・フォロー体制を構築しました。

あいおいヨーロッパ社業績の早期改善に向け、事業計画を見直し、不採算事業の閉鎖・売却等を実施しました。

あいおい本社では、海外取引の管理強化、コンプライアンス・リスク管理強化に向け、業務執行会議の諮問機関として、「海外・再保険委員会」を設置しました。特に親子間の再保険取引につきましては、全件本委員会にて審議しております。

更に、内部管理の強化に向けた恒常的牽制機能として、海外・再保険部門から独立した「リスクマネージャー」を配置しました。

5. 当事者に対する弊社としての処分

本件発覚後、直ちに関与した6名のあいおいヨーロッパ社取締役としての職務を解任するとともに、

- ・元弊社常務執行役員及び理事は、2002年3月末に辞任・辞職いたしました。
- ・現地採用者2名は、それぞれ、2001年10月、2002年1月に辞任いたしました。
- ・弊社社員2名は、海外・再保険部門以外の部署に配置転換いたしました。

なお、事件当時、旧千代田火災の社長であった福田耕治元弊社会長は、本件に関する責任を踏まえ、2002年3月末に辞任しております。

6. 本件による弊社及びあいおいヨーロッパ社決算への影響

親子間の再保険取引に係る税務上の是正措置は合併前までに完了させており、その他再保険取引に係る税務・会計上の是正措置については2001年度に完了しております。したがって、今期決算への影響はありません。

以上